

正しい申告と納税は市民社会のルールです

# 浪速納税協会 だより

平成28年夏号（第19号）

公益社団法人 浪速納税協会・浪速区納税貯蓄組合連合会発行

## 残暑お見舞いの申し上げます



納税協会は税の最新情報をお届けし企業と地域社会の健全な発展を力強くサポートします。

皆様の事業経営に役立つ講習会や、異業種交流等、事業発展に必ずお力になります。  
`納税協会、にぜひ加入ください。

Tel 6632-3730

新入会員を  
ご紹介ください。

<http://www.nk-net.co.jp/naniwa/>

浪速納税協会

検索

# 署長着任のごあいさつ



浪速税務署長 番匠 勇

初秋の候、皆様にはますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

私、本年7月の定期人事異動により浪速税務署長を拝命いたしました、番匠でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

公益社団法人浪速納税協会並びに浪速区納税貯蓄組合連合会の会員の皆様方におかれましては、平素から税務行政の円滑な運営について、深いご理解と多大なご支援・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、最近の税務行政を取り巻く環境が大きく変化する中、国税庁では、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現」するため、納税者サービスの観点から、e-TaxなどのICTを活用した、利便性の高い申告・納付手段の充実に取り組んでおり、お陰をもちまして、利用件数も年々増えてきております。特にe-Tax、ダイレクト納付等につきましては、更なる利用率の向上に向け、今後も一層の普及・拡大並びに定着に取り組んでまいります。

また、来年の確定申告期におきましては、浪速税務署内に申告相談会場を設けずに、大阪合同庁舎第2号館別館に大阪市内6署による合同会場を開設することとなり、円滑な運営に向けて取り組む必要があります。

そのほかにも、本年1月からは、マイナンバー制度が導入されており、制度の利活用機関として、今後は制度の定着に向けた取組を進める必要があります。特に来年1月以降は各種申告書や法定調書等に番号の記載が本格化することから、制度の効果的な周知・広報などの適正かつ円滑な執行に向けて取り組んでまいります。

しかしながら、これらの取組を実現させるためには、私どもの力だけでは到底成し得るものではなく、皆様方のお力添えが不可欠でございます。今後とも、より一層のご支援・ご協力を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

結びに当たり、公益社団法人浪速納税協会並びに浪速区納税貯蓄組合連合会の益々のご発展と会員の皆様方のご事業のご繁栄とご健勝を心から祈念いたしまして、私の挨拶とさせていただきます。

# 浪速税務署 定期人事異動

税務署の定期人事異動が、7月10日付で行われました。幹部職員の異動は次のとおりです。

		(新) 幹部職員				転 出 者			
職 名		氏 名	前 任			氏 名	前 任 署 ・ 職 名		
署 長		番匠 勇	局	調査一部	特官(総括)	深田 節夫	局	総務部	広報室長
副 署 長		吉原 潤子	長田	総務課	課長	原 茂信	退 職		
特 官 (法)		中村 都宏	留 任						
総 務 課 長		濱田 靖宏	下京	法人1	統括官	今井 律雄	伏見	副署長	
管運1	統括官	井原 一彦	粉河	管運	統括官	勝部 英子	長田	総務課	課長
管運2	統括官	大畑 健次	御坊	管運徴	統括官	中山 良公	岸和田	管運2	統括官
徴 収	統括官	前川 哲	留 任						
個人1	統括官	山本 り彖	宇治	個人5	統括官	土井 竜志	宇治	個人1	統括官
個人2	統括官	植田 光典	奈良	資産2	統括官	堂野 達	湯浅	個人	統括官
特 官 (法)		齋藤 正実	留 任						
特 官 (法)		上村 肇	西	特官(法)	特官	原田 寛司	八尾	特官(法)	特官
法人1	統括官	柴原 光	神戸	特情官(法)	特情官	吉村 良弘	富田林	総務課	課長
法人2	統括官	永井 一彦	留 任						
法人3	統括官	垣内 正	留 任						
総 務 補 佐		早内 昭典	豊岡	個人1	総括	柘田 奈穂	東	管運1	連調官
法 人 連 調 官		児玉 裕志	堺	法人1	上席	富田 悦子	東大阪	法人10	統括官

# 浪速税務署からのお知らせ！

天王寺・浪速・東成・阿倍野・東・南税務署の

確定申告会場が



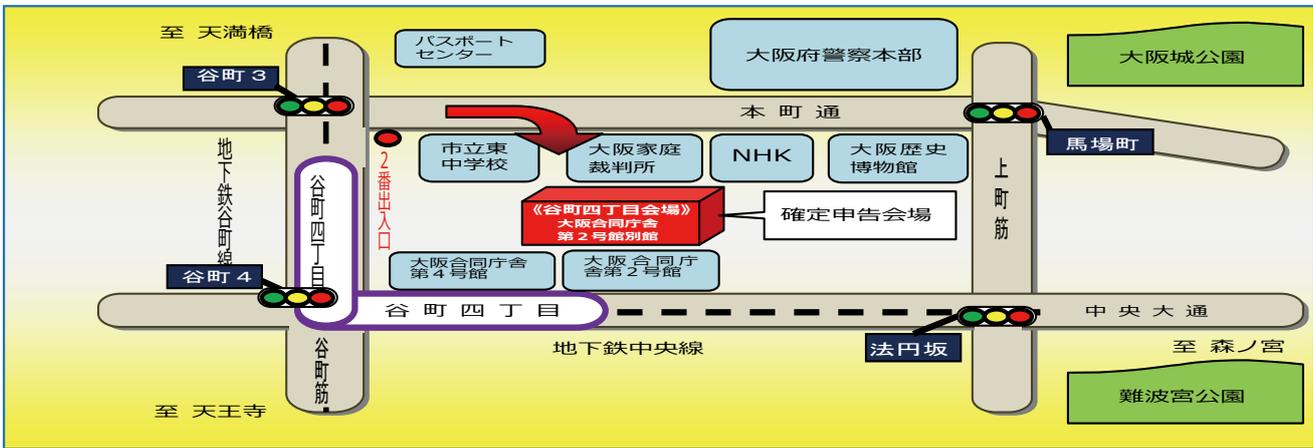
「谷町四丁目会場」に  
変わります！

平成29年2月16日(木)～3月15日(水)の間、  
税務署内では、申告相談は行っておりません!!



開設期間	開設時間	開設場所
平成29年2月16日(木)～3月15日(水) 〈土・日は開設していません〉	午前9時15分～午後4時	谷町四丁目会場 大阪市中央区大手前4丁目1-67 (大阪合同庁舎第2号館別館)  ※大阪市営地下鉄(谷町線・中央線) 谷町四丁目駅2番出口から徒歩3分
※ 当会場は、所得税・贈与税・個人事業者の消費税の相談会場です。 ※ 当会場では納税はできませんので、お近くの金融機関等をご利用ください。 ※ 当会場では納税証明書の発行は行っておりません(税務署で行っています。) ※ 会場は非常に混雑し、長時間お待ちいただく場合があります。 ※ 会場の混雑状況により、早めに受付を終了させていただく場合があります。 ※ 会場専用の駐車場はありませんので、公共交通機関をご利用ください。		

用紙等の交付、作成済みの申告書等の受付は税務署内の窓口でも行っています。





## 個人事業税の第2期分の納期限は

**11月30日(水)**です。

### ■ 納める人

府内に事務所、事業所を設けて、法律で定める第一種事業（物品販売業等37業種）、第二種事業（畜産業等3業種）、第三種事業（医業等30業種）を行う個人。

### ■ 納付額

（前年所得金額 － 事業主控除額）× 税率 ＝ 税額

- 事業主控除額 年290万円  
ただし、事業期間が1年に満たない場合は月割額
- 税率 第一種事業 5%  
第二種事業 4%  
第三種事業 5%（ただし、第三種事業のうち、あんま・柔道整復等医業に類する事業は3%となります。）

### ■ 納付方法

府税事務所から第1期分の納税通知書送付時に、第2期分の納付書を同封しております。  
（年税額が1万円以上の場合は、第1期分の際に全額を納付していただくことになっておりますので、  
第2期分の納付書は同封していません。）

個人事業税の納付には、便利で安心、そして安全な「口座振替」をご利用ください。  
詳しくは、なにわ南府税事務所個人事業税課へお問い合わせください。

### ■ お問い合わせ

なにわ南府税事務所 個人事業税課

**TEL：06-6775-1414（代）**

### 「不動産取得税」の申告について

不動産（土地や家屋）を売買、交換、贈与、新築、増築などによって取得した場合は、不動産取得申告書を提出してください。

不動産の取得とは、不動産の所有権を取得した場合をいうもので、当期の有無、有償・無償、取得の理由は問いません。例えば、土地や家屋の所有権移転登記を省略した場合や建築した家屋を登記しない場合にも、課税対象となります。

不動産取得申告書は、府税のホームページ「府税あらかると」からダウンロードできます

### ■ 申告書の提出先・問い合わせ先

〒543-8533 大阪市天王寺区伶人町2-7

なにわ南府税事務所 不動産取得税課 TEL：06-6775-1414（代）

# 社会保障・税番号制度

## ～マイナンバー制度～

社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として、マイナンバー制度が始まりました。

### マイナンバー（個人番号）について

- マイナンバーは、12桁の番号で、住民票を有する国民全員に1人1つ指定され、市区町村から通知されています。
- 番号法では、マイナンバーの漏えいや悪用などのリスクから特定個人情報を守るため、マイナンバーの利用範囲や提供を制限するなど、取り扱いについて厳しい保護措置を定めています。

### 国税分野におけるポイント

税務関係書類（申告書・申請書など）にマイナンバーを記載してください

#### ▼マイナンバーの記載が必要となる時期（例）

項目	記載対象	一般的な場合の提出時期
所得税	平成28年分以降の申告書	(平成28年分の場合) 平成29年2月16日～3月15日まで
贈与税	平成28年1月1日の属する年分以降の申告書	(平成28年分の場合) 平成29年2月1日～3月15日まで
消費税	平成28年1月1日以降に開始する課税期間に係る申告書	(平成28年分の場合) 平成29年3月31日まで
相続税	平成28年1月1日以降の相続又は遺贈に係る申告書	(平成28年1月1日に相続があったことを知った場合) 平成28年11月1日まで
法定調書 ※1	平成28年1月1日以降の金銭等の支払等に係る法定調書	(例) 平成28年分給与所得の源泉徴収票、平成28年分報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書 平成29年1月31日まで
申請書・届出書 ※2	平成28年1月1日以降に提出するマイナンバーの記載が必要となる申請書等	各税法に規定する提出時期

※1 法定調書の対象となる金銭の支払を受ける方の番号も記載する必要があります。

なお、本人へ交付する給与所得の源泉徴収票や特定口座年間取引報告書などへの記載は不要です。

※2 平成28年度税制改正により、一部の申請書・届出書について、マイナンバーの記載が不要になりました。

詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

#### ○税務関係書類を提出する際に、本人確認が必要になります。

- ・マイナンバーカード（個人番号カード）のみ [番号確認及び身元確認書類]
- ・通知カード [番号確認書類] + 運転免許証、公的医療保険の被保険者証など [身元確認書類]

## 所得税制の改正

# セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）

セルフメディケーション税制は、健康の維持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組を行う個人が、平成29年1月1日以降に、スイッチ OTC 医薬品を購入した際に、その購入費用について所得控除を受けることができるものです。

従来の医療費控除とは選択制で、年間12,000円を超える一定の医薬品を購入した場合の医療費控除の特例が新設されました。

### ◆医療費控除の特例概要

適用期間	平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間
対象者	健康の保持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組を行う居住者 「一定の取組」… 医師の関与がある次の検診等又は予防接種 ①特定健康診査、②予防接種、③定期健康診断、④健康診査、⑤がん検診
対象支出	自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る特定一般用医薬品等購入費
控除額	(その年中に支払った額－保険金等の額)－12,000円(88,000円が限度) 「保険金等の額」… 保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補てんされる部分の金額

※セルフメディケーション…軽い不調は自分で手当てし、自分の健康管理は自分で責任をもつという考え方をいいます。

※スイッチ OTC (Over The Counter) 医薬品… 医療用から転用（スイッチ）された一定の一般用医薬品等で医師の処方箋がなくても購入できるものです。OTC は、カウンター越しの対面販売という意味です。

### ◆対象となる医薬品

スイッチ OTC 医薬品（医療用から転用された医薬品）は、医療機関が閉まっている日や時間帯でも、薬店が営業していれば購入することができます。軽度の体調不良のときに便利で、病院に行く時間や費用を抑えることができるともいえます。

OTC 医薬品を購入した場合のレシート（領収書）は、こまめに保管しておく習慣をつけましょう。

#### ▶対象となる医薬品の薬効の例

かぜ薬、胃腸薬、鼻炎用内服薬、水虫、たむし用薬、肩こり、腰痛、関節痛の貼付薬

◎セルフメディケーション税制対象品目につきましては、

[「浪速納税協会のホームページ・厚生労働省のホームページ」](#)をご覧ください。(対象品目一覧等)

説明会等の開催ご案内

「改正法人税法等説明会」・「年末調整説明会」のご案内

＜改正法人税法等説明会＞

日	時	場	所
10月26日(水)	午後2時～4時	株式会社クボタ本社	1階大ホール 浪速区敷津東1-2-47

＜年末調整説明会＞

日	時	場	所
11月28日(月)	午後2時～4時	株式会社クボタ本社	1階大ホール 浪速区敷津東1-2-47

※会場には駐輪場、駐車場がありませんので、お車・自転車でのご来場はご遠慮ください。

★無料相談

相談会場は浪速納税協会です。

Tel 6632-3730

相談	日時	相談員	相談内容
税務	毎月第2水曜日 第4水曜日 午後1時～4時	近畿税理士会 浪速支部所属税理士	税に関する相談 (予約優先)
人事労務	毎月第3水曜日 午後1時～3時	社会保険労務士 行政書士 成松重人	人事・労務・社会保険、 年金等に関する相談 (予約優先)

※事前にお問い合わせください。

“納税協会は税に関する公益社団法人として  
明るい地域社会の発展に貢献しています。”

【納税協会指針】



納税協会は  
健全な納税者の団体として  
税知識の普及に努め  
適正な申告納税の推進と納税道義の高揚を図り  
企業及び地域社会の発展に貢献します

浪速納税協会だより 第19号 平成28年夏号

●発行所 公益社団法人 浪速納税協会 代表者 伊東 知之・浪速区納税貯蓄組合連合会 代表者 阪中 雅博  
〒556-0011大阪市浪速区難波中3-14-14 TEL (06) 6632-3730 FAX (06) 6634-1651

●ご意見をお寄せください。